

# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

2014. 4.10発行〈通巻第443号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



●近鉄・高架下文具店中皮腫死損害賠償裁判	
差し戻し審でも全面勝訴！ 大阪高裁	2
●労基法・安衛法を漫画『ダンダリン』で学ぶ	6
●どうなる？地域産業保健施策	
産業保険三事業を統合したというけれど	11
●韓国からのニュース	14
●前線から	17
はつりじん肺損害賠償訴訟 第23回弁論報告 大阪	

3月の新聞記事から／19

表紙／左・近鉄あべのハルカス。右・近鉄高架下文具店内に吹き付けられた  
青石綿(クロシドライト) 本文2頁

# 近鉄・高架線下の文具店 店長の中皮腫死亡に対する損害賠償裁判 差し戻し審でも全面勝訴！ 1988年以降の建物所有者責任認定 大阪高裁

大阪府内の近鉄線高架下に入居していた文具店の店長Aさんが胸膜中皮腫を2001年に発症し、2004年に死亡した件について、「原因は、建物所有者の近鉄が、文具店2階倉庫の壁面に吹き付けられていた石綿（青石綿＝クロシドライト）を放置していたためにAさんが石綿を長年にわたって吸い込んだことにある」として、遺族が近鉄を相手取り約7300万円の損害賠償を求めた裁判の差し戻し控訴審判決が2月27日、大阪高裁であった。

山下郁夫裁判長は差し戻し前の2審判決と同じ約6000万円の支払いを近鉄に命じるAさん側全面勝訴の判決を言い渡した。

判決日にあたった2月27日の8日後、被告・近鉄の「あべのハルカス」が全面開業。

世間体をばかかったのか、近鉄は上告期限の3月13日までに上告せず判決は確定した。

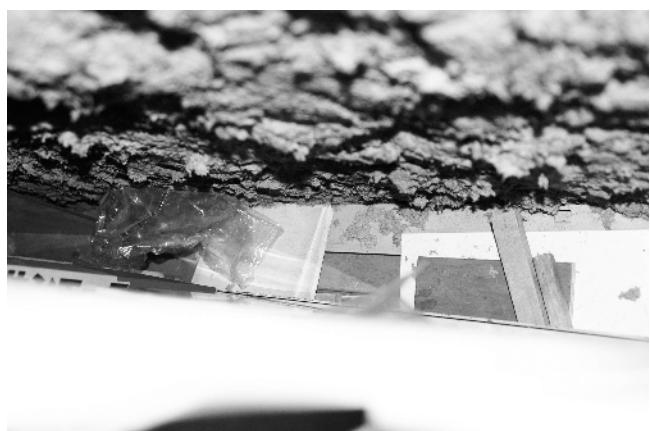
闘病中だったAさんの娘さんから安全センターに相談があって、現場

の倉庫で試料を採取して青石綿（クロシドライト）であることを確認したのが2003年4月、亡くなったAさんの遺志を継ぎ、誠意のない近鉄相手の損害賠償裁判を大阪地裁に提訴したのが2006年6月20日。

それから約6年半、ようやく勝利的解決をみた。

建物の吹き付け石綿について、所有者の管理責任を初めて認めた今回の判決は、今後の石綿対策に、間違いなく大きな影響を与えるものになった。

Aさん、Aさんご家族、弁護団、中皮腫・



倉庫壁際 目立つ劣化

アスベスト被害で父親を亡くしたとして提訴後、会見する遺族  
—大阪地裁で20日午前10時5分、大橋公一写す



貸高架下  
「吹き付け石綿で中皮腫」

# 近鉄などを賠償提起

## 大阪の遺族

大阪府内の鉄道高架下の貸店舗で文具店長をしていた男性(当時70歳)がアスベスト(石綿)関連がんの中皮腫にかかり死亡したのは、店舗の壁に吹き付けられた石綿を吸ったためだとして、遺族4人が20日、所有者の近畿日本鉄道(大阪市)

貸店舗の吹き付け石綿を放置した責任を所有者らに問う訴訟が起こされた背景には、規模の小さい民間建物の石綿使用実態が明らかになっていないことがある。吹き付け石綿は、建物の耐火材などとして壁や天井などに使われた。石綿を吸い込むと、関連がんの中皮腫などを発症する危険性がある。吹き付

け石綿が露出していたと発表されていた。しかし、今回、原田支交通省は昨年来、鉄道高架下の貸店舗は延べ面積1000平方メートル以下のビルやマンション100平方メートルで、調査対象を対象に調査し、今までに1万棟以上で石綿を吸い込みやすいうえ、劣化などによって飛

散しやすいことが指摘され、いた。近畿日本鉄道は昨年来、原田支交通省は昨年来、鉄道高架下の貸店舗は延べ面積1000平方メートル以下のビルやマンション100平方メートルで、調査対象を対象に調査し、今までに1万棟以上で石綿を吸い込みやすいうえ、劣化などによって飛

散しやすいことが指摘され、いた。しかし、今回、原田支交通省は昨年来、鉄道高架下の貸店舗は延べ面積1000平方メートル以下のビルやマンション100平方メートルで、調査対象を対象に調査し、今までに1万棟以上で石綿を吸い込みやすいうえ、劣化などによって飛

## 民間建物 小規模の調査急務

2006年6月20日 毎日新聞



弁護団現地視察（2004年10月）

じん肺・アスベストセンターはじめ支援の方々の努力が大きな実を結んだ。

## 1988年

この裁判は、大阪地裁、大阪高裁で原告勝訴となり、近鉄が最高裁に上告したところ、大方の予想に反して、最高裁が審理を差し戻したものだった。

差し戻しとなった理由は「当該の建物が安全性を欠くと認識されたのはいつの時点からかを確定すべき」ということだった。

この点について差し戻し判決は、1988年に国が吹き付け石綿の飛散対策を自治体に文書で通知した点を挙げて、この通知によって(吹き付け石綿の)危険性が一般に認識され、これ以降、店舗が安全性を欠いたと評価されるようになった、との判断を示した。

またAさんは、1970年から2002年まで店舗で働き、2001年に発症していた。上を通る電車の振動で壁面の劣化は年を追うごとに激しくなっていた。

被告の近鉄はこれらの点をとらえて、中皮腫の長い潜伏期間から考えて1988年頃より前の石綿ばく露が原因だから、たとえ1988年以降に安全性を欠くと評価されるとしても責任はない、と主張していた。

これに対して判決は、1988年以降の石綿ばく露も原因でないとはいえないとして近鉄の主張を斥けた。

その上で、損害賠償認容額は元の大阪高裁控訴審判決からは減額しなかった。

つまりは、Aさん遺族の完全勝訴だった。ご遺族は勝訴後記者会見で以下のコメントを出した。

## 大阪高裁での差戻審判決を受けて

本日の差戻審の判決を受けて、遺族の心情を述べさせていただきます。

悪性胸膜中皮腫による胸の激痛と呼吸困難の苦しみの中、亡き父が日記に残した、

「近鉄に一矢報いる。決して後には引かない」という言葉。

私たちは、その言葉を胸に今まで裁判を闘いました。

8年前の平成18年6月、私たちは二つの目的を持って、この訴えを起こしました。

一つは、悪性胸膜中皮腫で亡くなった父の死に対する責任の所在を明らかにすること。

もう一つは、吹付けアスベストの危険性を広く社会に訴えることです。

父の死に対する責任の所在は、この判決

をもって、明らかとなりました。

父は、危険なアスベストを吹き付けていた建物で32年間働き、アスベストが原因である悪性胸膜中皮腫で亡くなりました。その建物の所有者であり、賃貸人である近鉄に責任があると認められたのです。

父は真面目で誠実な人間でした。

家族を愛し、自分の仕事に誇りを持っていました。

しかし、最も愛着を持っていたその職場に、皮肉にも命を脅かすアスベストが存在していたのです。その無念さは はかり知れません。

しかし、本日、吹付けアスベストが露出した状態の建物には「瑕疵」があると判断され、近鉄の責任が認められた事、また、そのような建物の所有者に対して安全管理と危

機管理責任の重要性を訴えられた事、そして、この8年間に及ぶ裁判を通じて、アスベストの危険性が広く社会に浸透した事は天国の父に報告できるのではないかと思います。

アスベストは、未来への大きな負の遺産です。

身近に存在するアスベストを見のがさないで、今後も社会全体でアスベストに対する危機意識を共有し続けて行く事こそが、父の願いです。

最後になりましたが、長きに渡り、この闘いを支えて下さった全ての皆様方に、心より感謝し御礼申し上げます。

家族一同

# 忍び寄る震災アスベスト

著者：中部 剛（神戸新聞記者）／ 加藤正文（神戸新聞記者）



『死の棘』が牙を剥き始めた これは「復興災害」だ！

阪神・淡路大震災から19年、アスベストによる肺がん・中皮腫患者が相次いでいる。復興災害を東日本で繰り返させてはならない。！

神戸、石巻、ニューヨーク...渾身のルポルタージュ。

出版：2014年1月 カもがわ出版

(<http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/sa/0683.html>)

定価：1600円 + 税 A6版 160頁

# 労基法・安衛法を 漫画『ダンダリン』で学ぶ

関西労働者安全センター 中村 猛

日頃から漫画=コミックというのだろうか。そういうものに親しむ習慣がないので、漫画について一言を言うなんてことは趣味でも得意でもない。何しろ『ダンダリン』が漫画であることすら知らなかつたのだから。

初めてダンダリンを知ったのは新聞のテレビ欄の『試写室』である。その時も「へー、労働基準監督官を扱ったドラマね。こんなドラマが作られることがあるのか」といった程度の関心であった。実際に、見たのは全11話のうち2回だけだった。「まー、なんと元気の良い女性の監督官が頑張っているな」といった程度の感想だった。

このようなドラマが作られるということ自体が『ブラック企業』(私は個人的には『ブラック企業』という言い方には反対である。『ブラック=悪』が人種差別の歴史を持っているからである。)と呼ばれるような企業の存在が社会問題化したということであろう。

以前から「うちの会社は労働基準法ができる前から商売をやってるんだ」とか、「日本中で労基法を完全に守ってる会社があるのか」といったことを平気で言う経営者はいた。しかしそんな経営者も会ってみると

結構気のいいオッさんであつたり、可愛いところがあつたものだ。

最近の経営者のモラルハザードは想像を超えてる。金儲け万能の新自由主義がこんな経営者を作つたのだろう。

ダンダリンを検索すると、次のような情報を見ることができた。

—『ダンダリン—〇一』は、原作、とんたにたかし、作画、鈴木マサカズによる日本の漫画作品で、テレビドラマの原作である。

講談社の漫画雑誌『モーニング』で、2010年1月から月1回連載された。

労働基準監督署を舞台として、主人公の段田凜を中心とした労働基準監督官たちが、労働基準法、労働安全衛生法、その他の同署の所管法令を適用してブラック企業などの労働法令の順守に欠ける企業を摘発し、日本の労働者を守っていくという物語である。

労働基準監督署に勤める監督官の段田凜は法令違反を発見すると、決して見逃すことはできず、ひたすら真面目というか、むしろ全く融通が利かないほど違反している企業や経営者を追及する。同じ署に勤める同僚たちは、署長をはじめ、仕事上大きな問題を抱えることを避けようとする傾向があった。初めのうちは彼女の行動に翻弄されるが、彼女のひたむきな仕事ぶりを目の当たりにして、次第に使命感を高め、不当な扱い



「ダンダリンー〇ー」モーニングKC 講談社を受けている労働者のために奮闘するのだった。—

この漫画のキャッチフレーズは「働く人をまもるために、働く人がいる」である。

昔々、在阪の労働組合はよく大阪労働局と交渉したものだった。その時の実感したことは、監督官の中には「自分は労働者のために労働基準監督官になったのだ」という使命感を持った監督官が、実は何人もいるということであった。そういう監督官に光を当てようと企画された漫画なのだ。日頃から監督署とのつきあいの多い労働組合の幹部諸氏には監督官=「働く人をまもるために、働く人」の実情を知るという意味で、是非読んでいただきたいと思う。

実際にセンターでこの漫画を手にしてみて、原作者の監督官の仕事に対する強い愛情を感じた。それは同時に労働組合の安全

衛生の担当者や、われわれのような活動団体に「働く人をまもるために、働く人がいる」ので「一緒にやりましょう」というメッセージのようにも感じられた。

また、この漫画は労働基準法や労働安全衛生法を学べるように作られている。漫画の裏表紙は労働基準法第1条である。文中にも労基法や安衛法の条文やポイント解説がされており、「はたらくまめちしき」には分かりやすい法律利用のノーザウが書かれている。作者が学習教材として利用できるように配慮した意図がよく分かる。そういう意味では小さな字で書かれた部分もしっかり読んで貰いたい。

漫画で学習といえば昔々、部落問題を学ぶために『カムイ伝』を職場で回し読みをしたことを思い出した。その時は漫画の力は大したものだと実感したものである。そして労働者の権利、労働組合の働きを分かりやすく解説してくれる漫画はないのかと探したこと也有った。特に、手書きで組合の機関誌を作っていた世代には切実であった。

この作者が最後に訴えたかったことは、この漫画のキャッチフレーズである「働く人をまもるために、働く人がいる」のに、十分な仕事をさせてもらえない監督官の慢性的な人不足であろうか。監督官の口惜しさと悲鳴が聞こえてくる。

ダンダリンのうちTV放映されたものは、当センターに録画したものがあるので、希望の方は申し込んでいただきたい。

色々と検索しているうちに、次のような

記事を見つけた。現場の監督官の本音が聞ける座談会で、今後、労働基準監督官との交渉を予定しておられる方には、是非事前に読んでいただき、労働基準監督官もわれわれと変わらない労働者であることがよく分かる内容である。

(『国公労調査時報』2014年1月号掲載企画から以下一部抜粋 <http://blogos.com/article/76723/>)

## 《労働基準監督官座談会》

### ブラック企業をなくすために働く ーダンダリンで注目集める監督官の 人数は他国の半分以下

——(略) このようにテレビドラマやマスコミ報道などで労働基準監督官が取り上げられていることについての感想を最初にお聞かせください。

A 朝日新聞の編集委員が指摘しているように、日本の労働基準監督署の体制は非常に脆弱です。(雇用者1万人当たりの監督官の人数は2010年基準で、日本:0.53人、フランス:0.74人、イギリス:0.93人、ドイツ:1.89人。「この計算のもとになっている日本の労働基準監督官の人数は2474人だが、実際には事業場を臨検監督しない管理職が含まれている。管理者を除くと2000人以下となり、0.42人でドイツの1/4以下でしかない。) こうした実態にあることはあまり知られていない中で、労働基準監督官への注目や期待だけが高まることは、現場で働いている者として少し怖いところがあります。

B 監督官がこのように取り上げられることは、私たちの仕事を知っていただく意味でも大変有難いです。同時に、今の発言にも共感するところがあります。期待が高まること自体は有難いことなのですが、その

期待に応え得る体制が正直に言ってない。その辺が、私たちからすれば忸怩たる思いのするところです。でも、これをチャンスにして、働く人たちの期待に応えられるような体制に改善していかなければとも考えています。

C 私も、取り上げられること自体は、多くのみなさんに私たちの仕事を分かっていただける良い機会かなと思いますが、私たちはあくまで法律に従って動くことしかできないので、ドラマの場面のような、それ以上のことを期待されてもという思いもあります。

座談会終盤では、Dさんが労働者に労働法を知らない人が増えている、そのため労働条件を改善できない、クビを受け入れてしまったりする。高校の授業などで労働法をきちんと教える必要がある、と指摘し、その後以下の意見が続く。

B 労働組合がしっかりしていたときは、働き始めた労働者に労働組合が労働法をきちんと教えていたんだと思います。その意味では、やはり労働組合が力をつけることがブラック企業対策としても大事です。

D ブラック企業をなくしていくには、たしかに労働組合の力も必要ですし、労働行政の質と量をきちんと整えていくことも必要です。学校教育でも「キャリア教育」に止まらず、労働者の権利を守る術を伝える「労働教育」を重視していく、そうした問題を一つひとつクリアしていくかないとブラック企業というのはなくなっていくかと思います。

A 労働法だけではどうにもならない事柄もあります。事業主が「人を人とも思わない」ことは、何か法令で直接規制されているわけではない。法令が定める最低基準とし

## 諸外国における労働監督官の数

(参考)

	日本	アメリカ <sup>注2</sup>	イギリス <sup>注3</sup>	フランス <sup>注4</sup>	ドイツ <sup>注5</sup>	スウェーデン <sup>注6</sup>
監督する者の数	2,941人 本省23人 地方局444人 監督署2474人	3,878人 ・労働基準監督官 894名(2009年度) ・労働安全衛生監督官 1,740名(2010年度) ・安全衛生法令について労働長官の承認を受けた場合で監督を行なう者1,244名(2009年度)	2,742人 ・最低賃金監督官 153人(2008年) ・衛生安全監督官 1,439人(2007年) ・安全衛生法令について雇用担当大臣の委任を受け地方政府で監督を行なう者1,150人(2003年)	1,706人 ・労働監督官 人(2008年) ・労働監督員 1,171人	6,336人 ・営業監督官 3,340人 ・労災保険組合の監督官 2,996人(2007年)	262人 労働環境庁地方支部の職員約500人のうち、262人が監督業務に従事(2009年)
雇用者1万 人当たり監督官の数	0.53	0.28	0.93	0.74	1.89	0.64 (厚生労働省労働基準局調べ)

注1 上記は、各國政府の公表資料による。制度がそれぞれ異なることに留意が必要。

注2 賃金や労働時間については、連邦労働省賃金時間部の地方支部の労働基準監督官が監督指導。安全衛生については、連邦労働省安全衛生局の地方支部の労働安全衛生監督官が監督指導するが、州の安全衛生法令が連邦法の定める基準と同等以上であり、かつ、労働長官の承認を受けた場合は、各州の職業安全衛生局の職員が監督指導。

注3 最低賃金については、歳入開朗税の最低賃金監督官が監督指導。安全衛生及び労働時間については、衛生安全庁の衛生安全監督官が監督指導するが、雇用担当大臣は、安全衛生に関する執行権限を地方政府に委ねることができる。

注4 労働法全般について、労働基準省の労働監督官が監督指導。

注5 労働時間、休暇等について、州政府の営業監督官(環境保護業務も兼務する場合あり)が監督指導。安全衛生については、州政府の営業監督官(環境保護業務も兼務する場合あり)が監督指導。安全衛生がある事業主の事業所に対して指導等を実施。

注6 労働時間及び安全衛生について、労働環境庁の監督官が監督指導。

注7 ILO事務局の担当部署は「先進工業市場経済国では労働監督官1人当たり最大労働者数1万人とすべきと考える」としている(2006年11月ILO理事会「Strategies and practice for labour inspection (GB.297/ESP/3)」)。

注8 各国の雇用者数は、ILO LABORSTA(2009年11月現在)による。

て、労働時間規制や時間外手当の支払い義務はあるとしても、たとえば、過重なノルマの問題は、労働基準法の中に何の規制もない。また、パワハラの規制も具体的な形では何もありません。離職率に関する対策もほとんどないのです。ブラック企業の実態が、単に現行法に違反しているという面でとらえきれない以上、何か新たな仕組みを講じなければブラック企業はなくならないと思います。

B 監督署のとりくみだけでなく、いろいろなとりくみがきちんと連携していくかないとダメだと思います。その中で、労働組合の役割はやはり大きいと思います。

誰だって自分の上司に対しては“いい子”でいたいわけです。文句は言わず「わかりました」と言う方が高い評価をしてもらえると考える。だけど、みんなが“いい子”だと、誰も文句を言わない状況になって「賃金を下げるぞ」と言われても「わかりました」ということになってしまう。ましてや「賃金を上げてくれ」なんてことは誰も言えない。それでは困るから労働組合が団体で交渉するわけです。職場では“いい子”であっても労働組合では意見をきちん言えることが大事で、それによって労使間によい意味での緊張関係が生まれ、乱暴なこともなくなっていく。

今でもきちんとした労働組合がある事業場と、ない事業場では大きな違いがあると

感じます。そういう意味ではやはり労働者が意識を持つことが大事で、古くさい言い方になってしまふけれども、自分たちで守る、そのために労働組合の力をつけるという視点が必要です。ところが今、労働組合が「抵抗勢力」と「悪者扱い」されていて、労働条件を上げろと言うのは悪いことのよう空気が、民間、公務を問わず存在しています。労働組合というのは自分達の労働条件を良くしていくために交渉する組織なので、それが悪だと言われてしまったら、もう労働組合の役割の大半はないわけです。そんなところにも地盤沈下の原因があると思います。

漫画ダンダリンの最終【第6話】は、『労働基準監督官の必要人員』である。最後が人手不足を嘆く監督官の悲鳴でこの漫画が終わっていることが、この作者の本当に言いたいことだったのだろうか……。

この漫画のような、例えば労働事件の裁判官が見た最近の労働事件や企業経営者、労働者像とか、労働委員会の事務局が見た、最近の労働事件や労働委員会の使い方、などの企画があれば、きっと役に立つのだろうと、自分の「無能」を棚に上げて嘆く次第である。

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●一部800円

●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881  
E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:<http://joshrc.info/>

# どうなる？地域産業保健施策 産業保健三事業を統合したというけれど

「産業保健活動総合支援事業のご案内」と題したチラシ(12頁)が、4月1日に厚生労働省のHPにアップされた。地域産業保健センター、産業保健推進センター、メンタルヘルス対策支援センターという厚生労働省が地域で展開してきた産業保健活動の支援事業を一元化するというのだ。

事業仕訳の結果、都道府県ごとに設置されていた産業保健センターが低調であるとされ、連絡事務所の設置などにより大幅な削減が行われたり、地域産業保健センターの事業については訪問指導を原則廃止するなど、その活動が年々縮小されていたところに、ついに今回3事業を統合してしまうということになったわけだ。

この総合支援事業への統合という方針は、昨年4月から3回の検討会が行われて出された「産業保健を支援する事業の在り方にに関する検討会報告書」(平成25年6月)にもとづくもので、「産業保健の一層の充実を図る」という趣旨により打ち出されたものだ。しかしここれまでの経緯から考えて、まるで縮小再生産の路線を突き進んでいるよう見えてしまいそうだ。検討会の報告書には「三事業の一元化及び実施体制等」について、次のように記されている。

「ア 三事業の一元化

○ 三事業が抱える前述の諸問題を解決し、事業の効果的、効率的な実施を図り、それぞれの事業の機能を十分に發揮できるようにするため、三事業を一元化して運営し、心からだの健康対策の一元的相談等、ワンストップサービスとして事業者の行う産業保健活動に総合的な支援が提供できるようにするべきである。」

「イ 事業の安定的、継続的な実施方式

○ 地域産保事業及びメンタル支援事業は、国の単年度ごとの委託事業であるため、1年ごとに事業が途切れ、安定的、継続的な事業運営ができていない。このような単年度ごとの事業実施方式を改め、推進センター等の事業と同様に安定的、継続的に実施できる方式にするべきである。」

そして、実施体制としては国が主体的に関与すべき事業であることや、労災保険制度を財源にして行われることなどから労働者健康福祉機構を実施主体とすべきとし、さらに地域の医師会は直接委託を受けるのではなく産業保健活動そのものを実践するようにするという。

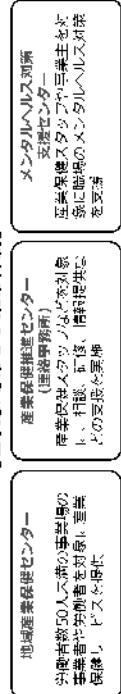
ここ数年、特に事業仕訳で事業全体が明らかに縮小傾向に向かう中で、あまりに稚拙な行政側の運営上の不備が目立っていた。たとえば報告書でも問題点として指摘して

事業者、産業保健スタッフの皆さまへ

## 産業保健活動総合支援事業のご案内 平成26年4月から新しい支援体制がスタート

平成26年4月から、産業保健を支援する3つの事業（地域産業保健事業、産業保健活動推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元化して、「産業保健総合支援事業」として、事業場の産業保健活動を総合的に支援します。

### 【これまでの3事業の体制】



### 【平成26年4月からの新体制】

#### 産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康福祉機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心のー本のが健康管理制度や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生・育成のため方に相談などはー元的に受け付けるなど、企業内の産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

#### 産業保健総合支援センター

「青い看板ごとに設置」

事業主・産業保健スタッフによるお問い合わせ

地域窓口

(地域産業保健センター)

「青い看板ごとに設置」

千に、労働者数50人未満の事業場で支拂

#### 地域窓口

(地域産業保健センター)

「青い看板ごとに設置」

千に、労働者数50人未満の事業場で支拂

#### 産業保健スタッフ

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

産業保健関係者からの専門的な相談への対応

産業保健スタッフへの研修

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

管理監督者向けメンタルヘルス教育

事業者・労働者に対する啓発セミナー

産業保健に関する情報提供

#### 地域窓口（地域産業保健センター）

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などの対応を行います。

相談対応

・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理制度についての相談  
・健診診断の結果についての医師からの意見聴取  
・長時間労働者に対する面接指導

・個別訪問指導（医師などによる職場巡回など）

・産業保健に関する情報提供

※労働者数50人以下 の事業場につきても、事業は併設合支拂センターのカーディスリバの申請など、を受付けています。

労働者健康福祉機構（本部）

・産業保健に関する全体的な情報提供

・メンタルヘルス相談機関などの情報の登録

詳細は、独立行政法人 労働者健康福祉機構、または産業保健総合支援センターに  
お問い合わせください。  
独立行政法人 労働者健康福祉機構ホームページ  
<http://www.tokuiku.go.jp/shisetsu/abitid/579/Default.aspx>

（平成26年3月）

いる1年ごとの不特定の実施主体との契約は、法律上明確な位置付けがある事業だというのに、実際には年度初めに予算さえつかない空白の期間ができていたり、常時相談窓口が開かれているはずなのに、コーディネータの勤務は隔日勤務で設定されているなどということがめずらしくなかった。

報告書は、こうした問題点を解決するために3事業を統合して確実な実施体制を整備するという事で対処しようというものだ。

さて、今後の実際の運営は、問題点を解決し安定的に産業保健サービスの境外に置かれていた小規模事業場の労働者に福音をも

たらし、メンタルヘルス対策の理解が滞っている事業場の産業保健を前に進めるようなものになるかどうか、ゆくえはまだまだ定かでないということになりそうだ。

これまでの実績や運営状況を熟知した担当者が、今後の活動設計に活かしていくのかというのが当面の総合支援事業の課題となるだろう。そして小規模事業場の産業保健活動やメンタルヘルス対策の推進に、身近な存在として認識されるようになるまでにはまた何年かの経過が必要かもしれない。そういう意味で今後の運営の推移をみていく必要がある。

# さんいちブックレット009 除染労働

## 被ばく労働を考えるネットワーク編



発行：三一書房  
<http://31shobo.com/>  
定価：本体価格 1000円+税  
ISBN 978-4-380-14800-2 P 127

<執筆> なすび、長岡義幸、西野方庸  
さんいちブックレット007『原発事故と被曝労働』に続く、被ばく労働を考えるネットワーク編著の第2弾！

<もくじ>

はじめに

—除染労働の実態の告発と、労働者的人間性の回復と、  
そして広範な連帯のために

第1章 除染労働者に聞く——現場の様子、仕事への思い、  
争議を経験して

第2章 除染労働の実態

第3章 国・関係機関の対応

第4章 除染労働者の闘い——いくつかの労働争議事例

第5章 除染労働者の健康と安全を守る法と制度

おわりに 除染労働をめぐる課題

資料

# 韓国からのニュース

## ■故ファン・ユミさん7周忌を迎えて3～6日を合同追慕週間に

サムスン電子半導体工場で働き、2007年に白血病で亡くなった故ファン・ユミさんの7周忌を迎えて、半導体など電子産業の職業病死亡者の合同追慕週間が開催される。

「半導体労働者の健康と人権守り」(パノリム)は3日、この日から6日までの4日間を追慕週間と宣言した。パノリムによれば、現在までサムスン電子・ハイニックスなど、半導体・電子産業の事業場で白血病・癌などの職業病に罹った被害情報提供者は243人(死亡92人)。このうちサムスン電子とその系列会社所属が79.4%の193人(死亡73人)だ。特にサムスン電子半導体工場所属が59.1%の114人(死亡40人)で最も多かった。昨年2月に雇用労働部はサムスン電子華城(ファソン)工場(半導体工場)に対する産業安全保健特別監督を実施し、1934件の産業安全保健法違反を摘発した。

パノリムは「サムスンは被害者を冷遇し、パノリムとの交渉も昨年12月から避けている」。「サムスンなどの企業と国がこれ以上労災責任を放棄してはならない」と批判した。

パノリムは記者会見の後、対市民キャンペーンと故ファン・ユミさんの父親ファン・サンギさんと共にコンサートを行った。4日には金属労組サムスン電子サービス支会と一緒に集会と宣伝戦を、5日にはソウル市庁から明洞まで行進を行い、故ファン・ユミさんの命日の6日には、サムスン電子の本館前で労災死亡者追慕文化祭を行う。  
2014年3月4日 毎日労働ニュース ユン・ソンヒ記者

## ■労災審査の過程、被災労働者の異議権への制限が深刻

韓国労総は3日、雇用労働部と労働福祉公団に伝達した政策建議書で、「制度改善を急ぐよう」に要求した。

労災審査制度は、公団が労災を不承認とした時、労働者が異議を提起できる救済制度。公団単独の運営に対する公正性に問題が提起され、2008年から労使が推薦する専門家で構成した労災審査委員会として運営するようになった。

しかし、適用対象の有無や労働者性の有無を扱う各種法律事件と、筋骨格系疾患・脳心血関係疾患など医学事件を、専門家による別途の審理体系ではなく、委員長以下7人の全体委員会で処理している。その結果、眼科と歯科、呼吸器疾患、精神疾患などはたった一人の専門家によって取り消しと棄却が行われているのが実情だ。

韓国労総は「事件処理時間が1件当たり4分に過ぎず」、「業務上疾病判定委員会を経由した事件は、労災審査委員会で審理せずに公団単独で棄却処理しており、被災労働者の異議申請権を侵害している」と批判した。

韓国労総は△専門性向上のため、傷病と分野別審理体系の構築、△審議件数の縮小と資料提供の拡大、△労使推薦委員の拡大と委員の公正性向上、△審議除外対象の縮小、△被災労働者の抗弁権保障を求めた。  
2014年3月4日 每日労働ニュース キム・ミヨン記者

## ■就職3ヶ月で亡くなった息子、週68時間以上の『過労』／遺族、労災申請と業者告発

慶北で食堂を営むチョン・某(49・女)さん、

彼女は昨年10月に亡くなった息子ユ・某(死亡当時21才)が週68時間を超えて働き、過労死したとして今月14日、勤労福祉公団に業務上災害の申請をした。12日には、ユさんが働いていた委託業者T社と元請け業者の携帯電話ケース製造業者J社を、勤労基準法と派遣労働者保護などに関する法律(派遣法)違反の嫌疑で告発した。

ユさんは昨年6月20日にT社に就職し、亀尾(クミ)のJ社の工場で働いた。彼は同年10月5日の明け方、夜間勤務の途中に胸の苦しさとむかつきを感じた。消化剤を飲んだが良くならないので、工場内の休憩室に行って横になった。結局1時間45分後に意識を失った状態で発見された。同僚が病院に移送したが25分後に死亡宣告を受けた。「解剖学的に糾明が困難な内的疾患によって死亡した可能性がある」という解剖検査結果が出た。

チョンさんは大学卒業を1学期後に控えて、社会生活を経験するために就職した長男が、3ヶ月で亡くなったことが信じられなかつた。普段から悪いところもなく健康で、疾患がある家族もいなかつた。息子が祝日に家にも帰れない程仕事をしたためだという思いが消えなかつた。労組の仕事をしている友人に公認労務士を紹介され、息子が働いていた工場について調査した。

ユさんが働いていた元請け業者のJ社は、2週単位で夜・昼12時間の交代勤務をしていた。昼間勤務から夜間勤務に変わる時は20時間、反対の場合には16時間働いた。昨年8月はたった1日、9月は3日しか休んでいない。ユさんは秋夕(旧盆)の連休にも特別勤務をし、亡くなる前には12週間で9日しか休んでいない。倒れる前には9日間の連続勤務をした状態だった。更に25日間の連続勤務をしたことあった。1週間に平均68.8時間働いた。

J社は生産量が減れば、個人別の生産量が少ない構内下請けの職員を解雇した。ユさんはまた、少なくないストレスを受けていたことも分かった。J社の管理者が構内下請けの職員に直接解雇通知をし、勤怠管理も直接していたことが確認された。不法派遣が疑われる大きな要素である。

イ・ギョンホ公認労務士は「過労・ストレスによる急性心臓死か、原因不明の内因性急死の青壯年急死症候群の可能性が高い」と話した。2014年3月17日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

### ■高層で靴を履いたままエアコン修理、怪我をしても労災処理は他人事

サムスン電子サービスの高揚(コヤン)センターでアフターサービス(以下、AS)技士として働くイ・イルホ(46)さんは、2012年の夏、顧客の家でエアコン室外機を修理していて大怪我をした。鋭利な部品で右手の中指の靭帯が切れたのだ。イ氏は痛みに堪えてエアコン修理を終わらせた後、近くの病院に行った。思ったより傷は深かった。翌日、大きな病院へ行って手術を受けた。1週間入院した。そして労災で処理をすると言ったセンター・チーム長の約束とは違つて、イ氏が受け取った金は治療費だけだった。仕事ができなかつた1週間分の給与も飛んでいった。

海雲台(ヘウンデ)センターで6年間、携帯電話のASの技士として働くシム・ギヨンソプ(37)さんは、2年前に勤務の途中に右腕を怪我してギブスをした。無償修理の要求を拒否された顧客が、携帯電話を投げたせいだった。会社がシムさんにしたことは「顧客とチャンと解決しろ」と言うことだけだった。再発防止策も、働けない2日間の給与もなかつた。

◇産安法の24の条項に違反=サムスン電子

サービスのASセンターを運営している協力業者の労働者が、安全保健の死角地帯に放置されていることが明らかになった。金属労組は25日、ソウルの労組事務室で記者会見を行い、サムスン電子サービスの安全保健の実態調査結果を発表した。調査は今年の1~3月に、全国48のセンター組合員447人を対象に行われた。質問・面談・電話調査と、現場点検方式を併行した。

調査の結果、48のセンターで24の条項、21万2869件の産業安全保健法違反事項が確認された。事業の注意義務から始まって、△溶接作業での危険防止義務、△安全保健教育実施の義務、△墜落防止の措置、△安全保護具の支給義務、△粉じん・ハンド付け・洗浄・溶接・筋骨格負担作業者への保護措置、△安全教育、を履行しなかったと調査された。

センターは災害発生時の労災保険給与請求など、事業主の努力義務を明示した産業災害補償保険法をほとんど守っていなかった。

◇安全保護具を支給せず、換気設備も設置せず=労働者は事故の危険が高い作業環境に無防備にさらされていた。数十メートルの高さの場所で、数十キロもあるエアコン室外機の修理業務を行なうが、10ヶ所のセンターを除いては、墜落防止のための安全帶が支給されていなかった。それどころか、AS技士は会社の服装規定によって、滑つたり墜落しやすい靴を履いたまま作業をしていた。

議政府(ウィジョンブ)センターでエアコンの修理業務を主にするチエ・ホジョン(33)さんは「作業場所が15階以上でなければ移動式クレーンの支援がない」と言い、「同僚に腰や肩を支えてもらって危険な作業をしなければならない」と話した。チエ氏は「靴がすべりやすく、会社に安全装備の支援を要

請すると『自腹で用意しなさい』という答が帰ってきた」と話した。

調査対象業者48社すべてで、安全帽・安全靴など、安全保護具を支給していないことが確認された。靴と共に無条件で着用することになっているネクタイも労働者の安全を脅かした。製品を修理する途中でネクタイがモーターに吸い込まれ、危うく大怪我をしそうになった労働者もいた。

協力企業などは労災処理をキチンとしていない。AS技士は労災と認定されない上に、1件当たりで手数料を受け取るため、休めば休む程給与すら受けることができない。

労働環境も有害物質だらけであった。製品修理をしながら各種の洗浄剤とガス、鉛を取り扱うが、安全物質保健資料が置かれた事業場は一ヶ所もなかった。労働者は作業をしながら各種ヒュームミスト、有害ガス、ホコリを吸入していた。火災・爆発・感電の危険が潜んでいるにも拘わらず、換気設備を設置したセンターは48ヶ所中の7ヶ所に過ぎなかった。

◇労組、労働部に告発して危険業務の拒否を要請=労組はこの日サムスン電子サービスと一部協力業者を産業安全保健法と産業災害補償保険法違反の嫌疑で労働部に告発した。来週までに48の業者をすべて告発する方針だ。労組は特別勤労監督の実施も求めた。

サムスン電子サービス支会はこの日、健康権を追求するため、△外勤時の靴とネクタイの着用禁止、△不十分な安全保健教育時の署名拒否、△墜落防止策のない高所作業の拒否、△ストレスを誘発する自己批判と反省文、対策書の提出拒否、△災害発生時の労災での処理、を指針として決めた。2014年3月26日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者 (翻訳: 中村 猛)

# 前線から

## はつりじん肺損害賠償訴訟 第23回弁論報告

大阪

いつも通り西松建設の欠席確認で始まった今回の弁論は、次回期日から尋問が開始されることからいつも以上に時間をかけた期日となつた。

### 尋問時間に関する議論

この日は、裁判所から各被告が求める尋問時間の一覧表が配布された。突出しているのは大林組で、対応する原告それぞれに2時間から3時間の尋問時間を求めている。一方、原告は主尋問に40分、反対尋問に80分という制限の中で行うべきであると主張していた。じん肺患者である各原告の身体的な負担を考えると、長時間の尋問に耐えられないということは、先行して行った2名の状況からも明らかである。80分の枠内で尋問対象の原告に対応する被告らで時間配分を

してもらえばよい。

しかし、被告大林組は引き下がらない。あくまで用意されたメモ通りの時間を要求し続けた。次回期日である5月22日は終日大法廷で弁論が行われることが予定されている。このまま次回期日にまたがって議論を続けるわけにはいかず、とにかく2名に対して主尋問・反対尋問が行われることになった。

### 川元さんの尋問なし

人証には原告の他にゼネコンの元職員であった川元さんを申請していた。はつり作業について、その内容や粉じんの発生状況、ゼネコンからはつり職人に対してどのように作業指示が出されるのか、ということを明らかにするためである。被告らは川元さんが勤めていた会社が一社に限られて

いることから、すでに何社から尋問の必要性について疑義が提示されていた。

川元さんはすでに陳述書を裁判所に提出しており、この中で建設業の多層下請構造を明らかにしている。一方、被告らによると、原告らは専門職の下請であるため、作業に関して被告から指示を受けることはないという。川元さんの証言は、被告の主張を覆すことになるため、証人として出廷させることに抵抗しているのである。

今回の期日では、反対尋問を求める被告も少ないこともあり、裁判所は川元さんを証人として採用しない方針を示している。

### 二転、三転する尋問の順番

最初に川元さんが証言するものと考えていたため、出鼻をくじかれた気分であった。そうなると次に証言を行うのは原告番号順に、山田さんと徳田さんになる。ところが冒頭で述べたとおり西松建設が出廷しておらず、また徳田さんの関連では清水建設が次回出

廷しない予定であることから、この2名を後回しにすることになった。

原告番号順で言うと次は植田さんと矢野さんになる。この二名は被告も重なり、同時に行なうことが効率的である。ところが2名の尋問を1日で終わらせることが困難であると被告が難色を示した。両名に対する反対尋問時間としてそれぞれ約3時間を要するため、一日で主尋問と反対尋問を2名について終わらせることができないと言うのである。被告としては解決を遅らせるべく訴訟の長期化を図りたい。そのため尋問もできるだけ時間をかけようというのが被告の意図である。まずは植田さんだけ1日かけて尋問すればよいと大林組が発言した。

逆に裁判所は早く進行させたい。少しは協力するよう被告に促すと、それぞれに40分の反対尋問時間を求めていた村本建設が「20分で行います」と申し出たが、まだまだ時間が足りない。結局、対応する被告の数が少ない原告を次回期日に尋問する、という案が

採用された。こうして、金城さん対村本建設と、伊良皆さん対大成建設の2カードが組まれるにいたったのである。次回以降は閉廷後に進行協議を行い、裁判所を含めて話し合って決めることになった。

#### 全関係者の出廷できる日

次回以降の期日について、全関係者が出廷できる日を裁判長から尋ねられるが、原告15名および被告30社のすべての都合が付くことはまずない。裁判長から特定の日が挙げられても、必ず誰かから「差し支えます」と、声が挙がる。しかも今後は尋問を行う予定なので、終日時間が取れることが条件に加わっている。当然なかなか全員が揃う日は出てこない。

一社くらいであれば出廷

できなくても問題ないのではないか、と「ええっと、7月31日に差支えがあったのは1社くらいだったような気がするのですが、どちらの会社でしょうか」と裁判長から質問が出されると、「...オオヨドコーポレーションです」と、いつも高校生くらいの娘さんらしき子を連れているお母さん弁護士が答えた。この会社だったら出廷できなくても問題ないや、と7月31日にも期日が設定され、この調子で9月11日、10月23日、11月6日、12月11日と予定が入れられていった。

村上さん、知念さんを除くと尋問が行われる原告は13名、1回の期日で2名の尋問が行われれば今年中にほとんど終わることができるのではないかだろうか。

次回期日 5月22日（木） 10時～  
大阪地裁 大法廷（202号）

# 3月の新聞記事から

3/3 富山県小矢部市浅地の北陸自動車道上り線小矢部川サービスエリアの駐車場で、宮城交通の高速バスが駐車中の大型トラックに衝突し、バスの運転手と乗客1人の計2人が死亡。乗客ら24人が病院に搬送された。運転手は直前に意識を失っていた可能性があり、11日間連続勤務だった。

3/5 日常に怒鳴ったり腕時計を水割りの中に落とすなど、部下への悪質なパワハラで大阪府警は四條畷署刑事課の男性警察官4人を減給10分の1の懲戒処分にした。20代の部下の男性巡査長が昨年9月に自殺した。統括係長らは仕事のミスなどを頻繁に大声で叱責した。

3/12 2006年に自殺した鹿児島県曾於市立中学教諭の久留恵さんの両親が、県と市に計約9600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、鹿児島地裁は県と市に計約4300万円の支払いを命じた。判決は（1）音楽教諭に国語を担当させた（2）精神疾患を配慮しなかった（3）県教委は指導力不足の教員研修を命じ、指導官は退職を促したとも受け取られる指導をした安全配慮義務違反を認定。

3/13 西野田労働基準監督署は、長時間の時間外労働を料理人にさせた労働基準法違反の疑いで、ホテル阪神の総支配人と、運営会社の阪急阪神ホテルズを書類送検。料理人の男性は101時間の時間外労働で昨年8月上旬に脳幹出血で死亡。男性を含め4人が90時間を超える時間外労働をし、少なくとも昨年4月以降、違法状態が続いている。

大阪市の建設業の親子が死亡したのは「石綿肺」のためとして遺族らが国に救済を求める申請について、不服審査会が国の決定を取り消し、一転して救済を認めた。高瀬勝利さんは45歳で父親は58歳で死亡した。石綿肺で不服審査会が国の決定を覆したのは初めて。

3/14 東日本大震災でのがれき処理などでアスベストを吸い込んだおそれがある人たちに、漫画でアスベストの危険性を訴える取り組みを、神戸大学と京都精華大学がすすめている。漫画は3月中旬に完成させ東北3県の市町村や図書館などに送るほか、関西の教育現場でも使われる。

3/17 熊本労働局は労働基準監督署の50代の男性次長が、過去にセクハラ被害にあった女性職員に「加害職員が人事異動で戻ってきたら辞めてもう」と言い、二次的な被害を与えたとして戒告処分にした。同席していた50代の男性課長と、管理責任のある署長も文書で厳重注意した。

アスベストの保温材などを製造していた大阪市西成区の工場周辺で住民の石綿被害が相次いで判明した問題で、環境省は「石綿の健康リスク調査」について、2014年度に新たに大阪市を加えることを決めた。同省の「石綿の健康影響に関する検討会」で決定。

3/18 2007年に大阪府立高校の化学教諭が中皮腫で死亡したのは「実験で使用したアスベストとの関連が認められる」として、地方公務員災害補償基金大阪府支部審査会が死亡を公務上災害と認定したことが分かった。公立小中高校教諭の理科実験での石綿労災が認定されたのは初めて。

NHKのドキュメンタリー番組制作のために中国広東省を訪れ、現地住民との宴会での飲酒が原因で死亡した制作会社社員の男性の両親が国に労災認定を求めた訴訟で、東京地裁は請求を認

める判決を言い渡した。団藤丈士裁判長は「宴会は中国当局の幹部から取材許可を得るために、業務上の事故だった」と判断した。

3/20 原発の検査に約27年従事し、悪性リンパ腫を発症した神戸市北区の男性について、神戸西労働基準監督署が労災と認めた。被ばく線量は労災認定の基準を超えていたが、労基署は医師の所見などを評価し、原発作業との因果関係を認めた。がんで労災認定された原発作業員はこれまで男性を含めて13人、悪性リンパ腫では男性が5人目。10年6月までの累積被ばく線量は計168.41mSvで、平均すると年約6mSv。

3/24 産経新聞の新聞採用学生だった男性（22）が、販売所で受けたパワハラでうつ病になり、慰謝料などを求める団体交渉を産経新聞社が拒否したのは不当労働行為として、「新聞通信合同ユニオン」は東京都労働委員会に救済を申し立てた。

3/25 24年11月に心臓まひで死亡した男性従業員に違法な時間外労働をさせたとして、西宮労働基準監督署は労基準法違反容疑で鳥取県琴浦町のゴルフ場経営会社「チュウブ」と元執行役員兼総支配人、支配人を神戸地検に書類送検した。

3/27 居酒屋チェーンのフタミは全店舗約640店の約1割に当たる60店舗を2014年度中に閉鎖し、店舗当たりの人員を増やし、労働環境を改善する。外部の有識者でつくる同社の業務改革検討委員会が1月に出した報告書で、「所定労働時間を超える長時間労働が慢性化している」などと指摘されていた。店舗削減に加え、会議時間の削減、メンタルヘルス相談窓口の設置など社員の健康管理の充実も図るとしている。

東日本大震災1週間後に胃静脈瘤破裂で死亡した七ヶ浜町課長の公務災害について、地方公務員災害補償基金県支部が「公務外」とした決定を、同支部審査会が19日付で取り消した。震災後の過酷な勤務による身体的ストレスが持病を悪化させ、死亡したとして公務災害と認められた。

3/28 東京電力福島第1原発で、固体廃棄物貯蔵庫近くの掘削作業現場で協力企業の50代の男性作業員が土砂の下敷きになり意識不明になった。病院へ搬送されたが、約3時間後に死亡が確認された。東電が双葉消防本部に救急車を要請したのは事故発生から約50分後だった。

3/30 沖ノ鳥島の建設現場で、中央桟橋を台船から引き出す作業中に桟橋が転倒する事故があり、男性作業員16人のうち5人が死亡、2人が行方不明で、9人は生存している。工事は国土交通省関東地方整備局が五洋建設、新日鉄住金エンジニアリング、東亜建設工業の3社の共同企業体に発注した係留施設の建築工事で、死亡したのは元請けの新日鉄住金の1人▽下請けの深田サルベージ建設の3人▽一般財団法人港湾空港総合技術センターの1人。

3/31 山口県岩国市の中古車販売会社に勤務していた20代の女性社員が2009年に自殺したのは、性同一性障害（GID）を理由に退職を強要されたストレスなどが原因として、遺族側が国を相手取り、女性社員の母親が遺族補償年金を不支給とした岩国労働基準監督署の処分取り消しを求める訴訟を広島地裁に起こした。GIDを巡る自殺での行政訴訟は全国で初めて。